

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和7年7月24日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 浅野 貴之

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の期間 令和6年12月18日から令和7年2月14日まで
- 3 措置の対象

指定管理者	施設名称	所管課
株式会社大高商事	栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）	商工振興課
環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体	栃木市栃木勤労青少年ホーム	
	栃木市勤労者体育センター	
	栃木市大平勤労青少年ホーム	

- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	株式会社大高商事 (栃木市大平まちづくり交流センター)
監査結果報告日	令和7年3月27日付け 栃市監第72号
措置結果通知日	令和7年5月 9日付け 栃市総第54号
監 査 結 果	<p>緊急連絡網の整備について</p> <p>危機管理体制の状況確認のため、緊急時用の連絡網の提出を求めたところ、「緊急組織体制」として書面化されていたのは、指定管理者、市所管課及び消防・警察等の関係機関相互の関係性を矢印で示したものとどまり、連絡先電話番号や担当者氏名等が表示されていなかった。</p> <p>危機管理体制としての緊急時の連絡網は、誰が対応しても、迅速かつ遺漏なく情報が伝達できるよう確立されている必要がある。具体的には、連絡の対象及び電話番号等が明示されていることに加え、書面化等により情報が共有されていることが必要であるところ、本件においては、提出のあった「緊急組織体制」には電話番号等が示されておらず、緊急時に対応できるものとは認められない。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。</p>
措 置 内 容	<p>連絡の対象及び電話番号を明示した緊急連絡網を作成し、指定管理者と情報共有しました。</p> <p>今後は、担当者の異動があった際には、適宜更新してまいります。</p>

監 査 対 象	株式会社大高商事 (栃木市大平まちづくり交流センター)
監査結果報告日	令和7年3月27日付け 栃市監第72号
措置結果通知日	令和7年5月 9日付け 栃市総第54号
監 査 結 果	<p>指定管理業務に係る年度収支実績報告について</p> <p>指定管理業務に係る年度収支実績につき「物産」の収入額が計上されており、当該金額の内訳について確認したところ、「物産」の収入とは、受託販売に係る手数料収入相当額であり、実際の受託販売額は、かかる手数料相当額を大きく上回るものであった。</p> <p>年度収支実績は、指定管理者が実施した業務の実態を収入支出の面から明らかにするものである。このため、受託販売を行っている場合には、まずは実際の販売額の総額を明らかにした上で、そこから生じた手数料額を計上するものでないと、業務の実態を把握することは困難である。特に、当該受託販売は、指定管理者が行う業務の中心を占めるものであり、正確な報告が強く求められる。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。</p>
措 置 内 容	<p>令和6年度の指定管理業務における事業報告の際に、業務の実態を把握できるように、受託販売について手数料率ごとの売上額、手数料額を明らかにする書類を併せて提出させるよう、報告方法を変更いたしました。</p>

監 査 対 象	環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体 (栃木市栃木勤労青少年ホーム、栃木市大平勤労青少年ホーム)
監査結果報告日	令和7年3月27日付け 栃市監第72号
措置結果通知日	令和7年5月9日付け 栃市総第54号
監 査 結 果	<p>損害賠償保険契約書等の写しの市所管課への提出について</p> <p>基本協定書第31条において、指定管理者は、損害賠償保険への加入（第1項）及び保険契約書等の写しの市所管課への提出（第3項）が義務付けられているところ、保険には加入していたものの、保険契約書等の写しは提出されていなかった。</p> <p>保険契約書等の写しの市所管課に対する提出が義務付けられている意義は、保障内容を含む保険加入状況を、市所管課において把握しておく必要があるためと解されるところ、かかる提出がなされていなければ、当然、これが達せられない。また、基本協定において明文をもって指定管理者に義務付けられた提出が履行されていない状況は、指定管理者はもとより市所管課において、ともに注意義務に反するものと言わざるを得ない。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。</p>
措 置 内 容	<p>栃木市栃木勤労青少年ホーム及び栃木市大平勤労青少年ホームについて、それぞれ指定管理者を被保険者とした保険契約書等の写しが市に提出されました。</p> <p>今後は、保険期間や保険内容などの保険加入状況について把握するため、基本協定書に基づき保険契約書等の写しの提出を求めてまいります。</p>

監 査 対 象	環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体 (栃木市勤労者体育センター)
監査結果報告日	令和7年3月27日付け 栃市監第72号
措置結果通知日	令和7年5月 9日付け 栃市総第54号
監 査 結 果	<p>災害時における施設利用の協力等に関する協定の締結について</p> <p>本施設は災害時の指定避難所に指定されているため、募集要項中仕様書において「災害時における施設利用の協力等に関する協定書」を市との間で締結することが、指定管理者に対し求められている。そこで、当該協定の締結状況を確認したところ、基本協定書第17条の2第1項において「避難所等として使用及びその他の災害対応について、委任者からの要請に応じ協力する」という、抽象的な定めが置かれているにとどまり、具体的な取扱いは定められていなかった。</p> <p>当該協定を、予め市と指定管理者とで締結しておくことの意義は、災害発生という緊急の事態において市及び指定管理者とが迅速かつ適切に対応することに資することに加え、かかる事態における指定管理者の負担を予め明らかにしておくことにあるものと解される。ところ、かかる協定が締結されなければ、当然その意義は達成されない。</p> <p>また、仕様書において、明文をもって指定管理者に義務付けられた協定の締結が未だなされていない状況は、指定管理者はもとより市所管課において、注意義務に反するものと言わざるを得ない。よって、事務処理が適正を欠くと認められる。</p>
措 置 内 容	<p>令和7年4月25日付で「災害時等における施設利用の協力等に関する協定書」を指定管理者と締結しました。</p> <p>今後は、災害発生という緊急の事態において市及び指定管理者とが迅速かつ適切に対応できるよう努めてまいります。</p>

監 査 対 象	環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体 (栃木市勤労者体育センター)
監査結果報告日	令和7年3月27日付け 栃市監第72号
措置結果通知日	令和7年5月 9日付け 栃市総第54号
監 査 結 果	<p>条例の定めに基づく減免について</p> <p>実績報告書において、本施設における利用料金のうち一部につき減免の実績が認められる。もっとも、当該減免についての条例等の定めを確認すると、「規則で定める特別な理由があるとき」(条例第8条)とある一方で、規則においてかかる「特別な理由」が定められているものとは認められなかった。そこで、指定管理者において前掲の減免を行った事由及びその根拠について確認したところ、減免の事由は、いわゆる公用に相当する場合であり、その根拠は、「市の内規」との回答を得た。</p> <p>本施設の利用に関する使用料の減免について、条例が「規則で定める特別な理由があるとき」としている以上、規則以外の定めを根拠としては、適法に減免をすることはできない。よって、事務処理が適正を欠くと認められる。</p>
措 置 内 容	<p>使用料の減免の基準について、内規ではなく「栃木市勤労者体育センター条例施行規則」に定めるよう、庁内において協議中です。</p> <p>今後は、使用料の減免について適正に事務処理してまいります。</p>

監 査 対 象	環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体 (栃木市大平勤労青少年ホーム)
監査結果報告日	令和7年3月27日付け 栃市監第72号
措置結果通知日	令和7年5月 9日付け 栃市総第54号
監 査 結 果	<p>緊急連絡網の整備について</p> <p>危機管理体制の状況確認のため、緊急時用の連絡網の提出を求めたところ、連絡体系のうち「栃木市所管」の部分には、商工振興課の電話番号が記載されているにとどまり、連絡に係る個別の情報（課長等の職員名及び個別の電話番号等）は記載されていなかった。</p> <p>危機管理体制としての緊急時の連絡網は、誰が対応しても、迅速かつ遺漏なく情報が伝達できるよう確立されている必要がある。具体的には、連絡の対象及び電話番号等が個別に明示されていること及び書面化等により情報が共有されていること、が必要であるところ、本件においては、「栃木市役所所管」の部分については、個別の情報が明示されておらず、瑕疵となっている。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。</p>
措 置 内 容	<p>連絡に係る個別の情報を明示した緊急連絡網を改めて作成し、指定管理者と情報共有しました。</p> <p>今後は、担当者の異動があった際には、適宜更新してまいります。</p>